

令和6年 第1回

仁木町議会定例会会議録

( 2日目 )

開 議 令和6年3月11日(月)

散 会 令和6年3月11日(月)

仁 木 町 議 会

## 令和6年第1回仁木町議会定例会（2日目）議事日程

◆日 時 令和6年3月11日（月曜日）午前9時30分 開議

◆場 所 仁木町役場 3階議場

### ◆議事日程

- |       |            |   |
|-------|------------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名 |   |
| 日程第2  | 一般質問       | 人口減少問題に係る取組成果と今後の展望は（佐藤秀教議員）<br>遊休町有地の活用計画を（野崎明廣議員）<br>防災・減災対策について（上村智恵子議員） |
| 日程第3  | 議案第13号     | 令和6年度余市郡仁木町一般会計予算   |
| 日程第4  | 議案第14号     | 令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算   |
| 日程第5  | 議案第15号     | 令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算  |
| 日程第6  | 議案第16号     | 令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算   |
| 日程第7  | 議案第4号      | 仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について  |
| 日程第8  | 議案第5号      | 仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について   |
| 日程第9  | 議案第6号      | 仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について   |
| 日程第10 | 議案第7号      | 仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について   |
| 日程第11 | 議案第8号      | 然別生活館の指定管理者の指定について  |
| 日程第12 | 議案第9号      | 仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について  |
| 日程第13 | 議案第10号     | 仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について                                      |
| 日程第14 | 議案第11号     | 仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について  |
| 日程第15 | 議案第12号     | 仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について   |
| 日程第16 | 議案第17号     | 仁木町課設置条例の一部を改正する条例制定について  |
| 日程第17 | 議案第18号     | 仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について       |
| 日程第18 | 議案第19号     | 仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について  |
| 日程第19 | 議案第20号     | 仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第20 | 議案第21号     | 仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について  |
| 日程第21 | 議案第22号     | 仁木町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例制定について  |
| 日程第22 | 同意第1号      | 仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について   |
| 日程第23 | 同意第2号      | 仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について   |

## 令和6年第1回仁木町議会定例会（2日目）会議録

開 議 令和 6年 3月11日（月） 午前 9時30分  
散 会 令和 6年 3月11日（月） 午後 1時44分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 嶋 田 茂

## 出席議員（9名）

1 番 前 田 春 奈 2 番 山 内 健 生 3 番 木 村 章 生  
4 番 佐 藤 秀 教 5 番 野 崎 明 廣 6 番 宮 本 幹 夫  
7 番 上 村 智 恵 子 8 番 嶋 田 茂 9 番 横 関 一 雄

## 欠席議員（0名）

な し

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	福 祉 課 長	河 井 健
副 町 長	林 幸 治	福 祉 課 参 事	浜 野 公 子
教 育 長	岩 井 秋 男	産 業 課 長	浜 野 崇
総 務 課 長	鹿 内 力 三	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 参 事	奈 良 充 雄	教 育 次 長	菊 地 健 文
財 政 課 長	和 田 秀 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長 事 務 取 扱 (副 町 長)	(林 幸 治)
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
企 画 課 長	新 見 信	代 表 監 査 委 員	原 田 修
住 民 環 境 課 長	本 多 弘 一	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕

## 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫  
総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 議 午前9時30分

---

○議長（横関一雄）おはようございます。

これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

3月8日に引き続き、5番・野崎議員及び6番・宮本議員を指名します。

---

## 日程第2 一般質問

○議長（横関一雄）日程第2『一般質問』を行います。3名の方から3件の質問があります。

最初に『人口減少問題に係る取組成果と今後の展望は』以上1件について佐藤議員の発言を許します。

4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、人口減少問題に係る取組成果と今後の展望は、について質問させていただきます。

日本は、ついに本格的な「人口減少時代」に突入しました。2023年4月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によると、現在1億2400万人の総人口は、このまま推移すると2056年には1億人を下回り、2100年には約6300万人と総人口は半減すると推計しております。2014年には、有識者グループ 日本創生会議（座長＝増田寛也元総務大臣）が若年女性（20～39歳）の人口が2010年から2040年の30年間で半分以下に減る自治体を「消滅可能性都市」として896の市区町村名を公表しております。この年代の女性による出産が大半であることに着目した独自推計で「増田リポート」と呼ばれ、当時の安倍晋三政権が地方創生に取組むきっかけにもなりました。この間、政府も地方創生をはじめ施策を重ねてきましたが、現在においても少子化の流れには全く歯止めがかかっておらず、東京一極集中の傾向も依然として変わっていません。人口減少が進む中、このままでは経済社会システムが維持できなくなるとして、民間の経済人や研究者らで構成する「人口戦略会議」が、このほど2100年を視野に入れた長期の人口戦略などを取りまとめた提言書「人口ビジョン2100」を本年1月9日に政府に提出しております。提言書では、「安定した8000万人国家」を掲げ、2060年に合計特殊出生率を人口を長期的に維持するのに必要な2.07に改善させ、その上で2100年に人口を8000万人規模で安定させて成長力のある社会の構築を目指すべきとしております。

本町でも全国を上回るスピードで人口減少や高齢化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所が昨年12月に公表した2050年の将来人口推計で、仁木町の人口は1987人となり、2020年比で37.5%減との見通しが示されました。本町では、現在「第6期仁木町総合計画」や「仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき計画的に少子高齢化対策など人口減少問題に鋭意取組んでいるところでありますが、本年、町長は3期目の任期の最終年度になります。そこで、下記の事項について、町長の見解を伺います。1点目、子育て支援対策の取組成果と今後の展望は。2点目、移住・定住促進の取組成果と今後の展望は。3点目、地域産業の推進に向けた取組成果と今後の展望は。以上3点について伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）佐藤議員からの、人口減少問題に係る取組成果と今後の展望は、の質問にお答えいたします。

町では、現在第6期目となる仁木町総合計画及び第2期仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略に定めた将来像や重点戦略の達成を目標に各種施策を展開し、私の3期目の公約でもあります「仁木愛（にぎあい）溢れる町づくり」の達成に向けて歩みを進めているところであります。

1点目の「子育て支援対策の取組成果と今後の展望は」についてであります。仁木町まち・ひと・しごと総合戦略において、重点戦略の一つとして、「児童人口維持のため、安心した子育て環境を提供する」ことを掲げ、重点プロジェクトの数値目標として、合計特殊出生率を1.65人（令和2～6年）及び年少人口を401人（令和6年）と目標を設定しております。一人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する合計特殊出生率は、基準値1.23人に対し、令和5年度において1.49人と増加しており、年少人口は令和5年10月現在で318人という状況となっております。不妊治療費等の助成や出産祝金、中学生までの医療費無料、保育料の負担軽減などの経済的な支援や、産後の不安を取り除く産後ケア教室、母親学級など様々な心のケアなど、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援を行ってきたことにより、国立社会保障・人口問題研究所が昨年12月に公表した推計人口において、0歳から14歳の人口が道内の半数以上の市町村が2050年に2020年対比で50%未満となるとされている中、全道で9番目に少ない減少率であると推計されており、一定の成果が見られているものと認識しております。

さらには、今年度竣工しました仁木町すこやか子育て支援センター i k o r（イコロ）の運用開始をはじめ、地域や社会で子育てを支える環境が構築されつつあるものと考えております。来年度には高校生までの医療費無料、学校給食費の無償化等を実施し、子育て環境の一層の充実を図ってまいります。

2点目の「移住・定住促進の取組成果と今後の展望は」について申し上げます。総合戦略においては、東京圏からの移住者に対する支援事業について、同事業を活用した移住者数を5件と目標設定しており、これまでに3件の活用があり、また、新築住宅補助事業では目標指標40戸に対し、達成率65%の26戸が建設されており、うち移住世帯は6件、子育て世帯は18件と成果を上げております。そのほか、地域おこし協力隊の定住率につきましても、町内での起業による定住者など、任用中の隊員を含めまして72.7%と定住人口の増加の一助となっているものと考えております。こういった取組により、令和4年には総務省の人口移動報告による転入者数が転出者数を上回る転入超過となるなど、一定の成果があったものと認識しております。今後も引き続き、定住につながるこれら事業の検証、見直しを行いながら取組を進めてまいります。

3点目の「地域産業の推進に向けた取組成果と今後の展望は」につきましては、第6期仁木町総合計画では、産業振興を農林業・商工業・観光に分類し、それぞれ目標指標を定めております。これまでの取組成果であります。農林業分野におきましては、農業次世代人材投資事業を活用する新規就農者の件数を、令和3年度から令和12年度までの10年間で30件とすることを目標としておりますが、新規就農受入協議会による受入体制の整備や、新規就農者ハウス新設補助事業などの取組により、令和5年度までの3年間で17件の成果を上げております。今後の展望につきましては、新規就農者募集事業の取組を道内から全国へ拡大し、多くの方々に仁木町の魅力を精力的にお伝えし、全国各地から新規就農者を受け入れる計画としております。

商工業の分野におきましては、ワイナリー・ヴィンヤードの起業数を、令和元年度の13件から25件に増やすことを目標としており、これまで新規ワイナリーの積極的な受入れや、地域力創造アドバイザー鹿取みゆき氏によるワインセミナーの開催により、ワイン事業者の定着が図られ、令和5年度現在で20件のワイナリー・ヴィンヤードが起業されております。さらには、北海道最大のワインメーカーが運営する、北海道ワイン後志ヴィンヤード株式会社の本社が本町への移転を予定していることや、札幌市内の大手不動産会社が町内にワイナリーとレストランの建設を計画していることなど、ワイン事業者を中心とした、企業の進出が相次いでいることから地域に根付いた産業の振興が着実に図られているものと認識しております。

観光分野におきましては、令和元年度23万1600人であった観光入込者数を、目標年度の令和12年度までに30万人にすることとしておりますが、令和5年12月時点では26万5500人と3万人以上増加しており、これは、後志自動車道の開通に伴い、札幌圏とのアクセスが向上したことにより、くだもの狩りなどの屋外体験型観光への需要が高まったこと、コロナ禍を経て非接触型の屋外アクティビティを求める方が増加したことによるものと分析しております。今後の展望につきましては、もう一つの目標指数である観光宿泊数にも関係がございますが、これまでの通過型観光から仁木町を拠点とした周遊観光を実現するため、昨年9月に包括連携協定を締結した、パナソニックITS株式会社から地域活性化起業人として社員を受け入れ、観光振興を含めた交通体系確立に向けた取組を進めてまいります。また、現在進めております農村公園フルーツパークにき再構築事業につきましても、仁木町へのさらなる観光客誘致に欠かせない観光拠点施設であるとの認識の下、鋭意取り組んでまいります。

これら事業については、子育て・移住・産業等それぞれ事業展開をしておりますが、個々の事業が他の施策への波及効果を生み出し、成果が現れるよう、国の体制整備に係る方針なども注視しながら、総合戦略等で定める事業を着実に取り進めてまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、再質問をさせていただきます。

この人口減少問題につきましては、子育て、移住・定住、産業等の観点から大局的に捉えて取り組まなければならないと考えています。只今町長の方から、この3点についてご答弁をいただき、地方創生元年となる平成27年からこれまでの間、町が様々な観点から取り組んだ成果につきましては一定の評価をするものであります。そこで、これまで取り組んでこられてきた成果が、人口にどのように反映してきたのか、平成27年度から今現在までの人口推移について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）私の方から人口の推移についてご答弁を申し上げます。

国勢調査のありました平成27年（2015年）でございますけれども、2015年10月基準日でございますが、3498人、令和2年の国勢調査2020年でございますけれども3180人でございます。この後ですね、国勢調査が行われておりませんが、住民基本台帳を同じ基準日でもってご報告申し上げますと、令和3年（2021年）で3246人、令和4年では3232人、令和5年10月では3210人となっております。なお、直近の令和6年2月の住民基本台帳の人数でございますが、3029人ということでご報告申し上げます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今住民課長の方から、それぞれの人口推移について伺ったところでありますけれど

も、この10年間、3000人、3100人、3200人程度というところで人口が推移してきたということは、本町の人口ビジョンで言う、2040年に人口3000人とする目標値を設定しておりますので、これらの取組が3000人を推移しているということは、この取組の成果によるものと推察いたします。

そこで、3月から仁木町すこやか子育て支援センターの一部が供用開始されて、今後の少子化対策に効果を発揮することに期待するところでありますが、この人口推移が、にき保育園の入所者数にどう反映されているのか、同じく平成27年から今年度までの入所者数の推移について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）河井福祉課長。

○福祉課長（河井 健）只今のご質問にお答えいたします。

にき保育園の入所者数の推移についてでございます。国勢調査が行われました平成27年の入所、4月1日を基準日としておりますが、平成27年が51人、次の国勢調査、令和2年の4月1日時点の入所者が60人、今年度、令和5年4月時点の入所者数が62名でございます。なお、来年度の入所申込みにつきましては予定でございますけれども54名となっております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今、入所者数についてご説明頂きましたが、本町の総人口は昭和35年の8326人をピークに人口減少が始まって、平成27年度の国勢調査では3498人まで減少し、更に、令和2年には3180人まで減少しております。人口を維持するためには、合計特殊出生率を概ね2.07に保つ必要があると言われております。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が、昨年12月に発表した2050年の将来人口推計では、北海道の合計特殊出生率は1.12で、全国で3番目に低く、道内の少子化が全国を上回るペースで進む実態が露わになっております。

只今、平成27年から今年度までの、にき保育園の入所者数についてご説明を頂きましたが、令和2年以降、ほぼ定員数の60名を推移しているということではありますが、社人研の地域の将来を支える0歳から14歳までの年少人口の2050年の推計では、本町は2020年対比35.8%減で、先ほどの町長の方からもお話がありましたように、全道で9番目に少ない減少率ではございますが、その年少者を人口ベースで見ると、2020年が344名になります。それに対して2050年では221人になりますので123人減少するということになります。また、仁木町の総人口についても、2020年の3180人に対して、1193人減の1987人になりますので、この時点で本町の人口は2000人を割る推計になります。そこで、町長はこの結果をどのように捉えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）ご指摘のとおり、社人研が公表いたしました2050年の将来推計人口ではですね、本町の人口は2000人を切る推計が出されております。他の自治体を見てもですね、全道179市町村すべてで減少し、67市町村では人口が半分以下になるというふうに予測されております。自治体の中にはですね、更に7割近く減少するところもありまして危機感を募らせている状況でもあります。単純に人口が減ればですね、これまで維持してきた公共サービスを提供することが困難となりまして、暮らしづらい地域となる可能性が高まります。ただ人口減になったとしてもですね、これまでの暮らしの水準を維持するためにはですね、税金を増やすことであたりとか、又は地域の形をコンパクトにすることなどをして、支出を減らし収入を増やす仕組みづくりに努めていかなければなりません。本町も、今の人口を維持するためには様々な施策を今まで展開してきたところでございますけれども、どのような状況になろうともですね、健

全な財政状況の中、暮らしやすい地域づくりにすることが重要であるという認識のもと、今後も行政、議会、そして住民の皆さんとですね、ともに前向きにまちづくりを進めていくことができるように努めてまいりたい。そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）町長のお考えは十分理解するところであります。

国は異次元の少子化対策の方針のもと、昨年末に子ども未来戦略、2月には少子化対策関連法案を閣議決定しております。この当該少子化対策は、大枠としては社会全体で子育てしやすい環境を整備することで、子育て中の世帯や将来子育てをする若者が暮らしやすいようにするための対策のことで、今後3年間を集中取組期間と位置付けた加速プランを提示しております。本町においても、今年度子育て支援として、小中学校の給食費の完全無償化、乳幼児等医療費助成の高校生世代までの拡充・拡大、更には放課後児童クラブ月額利用料等の完全無償化といった独自の支援を拡充することにつきましては歓迎すべきものであって、対外的にもそのメッセージ効果を期待するところであります。当たり前のことですが、少子化によって、まずは人口そのものが減ってしまいます。そこで、様々な取組をする中で、町長にとって重要な少子化対策とは何でしょうか、伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）私の見解ですが、将来的に国内の人口が増えるということもなかなか考えにくい中、今いる人や、これから生まれてくる子どもたちが、学びやすい、暮らしやすい、働きやすい環境をいかにして作ることができるのかが、今後求められてくるものというふうに受け止めております。その解決策として、今国が最大限の効果を発揮できる少子化対策を講じてみてもですね、なかなか根本的な解決につながるのかという疑念を私個人的には持っております。その理由として、少子化の要因として、晩婚化・未婚化そういった進展が考えられておりますけれども、そういう要因のように経済的な問題だけではなく、やはり価値観の変化がない限り効果は薄いものになるのではないかとというふうに懸念しております。したがって、全国、国全体ですね、社会システムの変革するぐらいの方針をたてなければ少子化対策にせよ、様々な諸課題を解決することにつながらないものではないかとというふうに私自身はそのように捉えている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）この少子化対策というのは非常に難しい取組であって、先ほど町長が仰ったように、いろんな様々な理由があると思います。

それで、先ほど町長の方からもお話がありましたように、少子化の1番の原因として、未婚化や晩婚化の進展、若者の結婚に関する意識が変化していることが挙げられます。2023年（令和4年）の婚姻数は、前年比3万542組減で、50万組を割るのは1933年以来90年ぶりとなっているということでございます。厚生労働省は、出生数の低下は複数の要因が絡み合っているとした上で、未婚や晩婚化、経済的な要因の他、コロナ禍で婚姻数の減少が大きく影響したと分析した上で、担当者は、少子化の進行は待ったなしの瀬戸際にあると言っておりますが、ではどう対策を講じていくのが良いのか具体的には示されておられません。実際、国も効果的な対策については、「わからない」というのが現状ではないでしょうか。ある専門家は、「この結婚に関する問題は、非常にデリケートな問題も含むので、国もなかなか真剣に取り組んでこなかったことが、子どもを産み・育てやすい社会に作り変えていく。そうした社会をトータルに考えていくこ



とになかなかつながっていかなかったことが、少子化の要因ではないか」と、そのように分析をしております。また、日本の少子化対策が空回りした要因は、「国が子育て支援にばかり目が向き、結婚支援が必要という認識が希薄だったのではないかと、そのように訴える専門家もいらっしゃいます。その他の専門家でも、いずれにしても、将来的に我々がどういう社会にしていきたいか。働き方も含めて社会経済の在り方そのものを変えていく覚悟を持っていかないと、国民がみな幸せになれないし、最終的には少子化がより悪化してしまうことになる。少子化対策の観点からも政府は説得力のある道筋を示していくことが肝要で、その上で地方自治体が果たす役割をしっかりと受け止めていく必要があるのではないかと提言してございます。そこで、若者の結婚に関する意識等々の変化について、もう少し具体的に町長のご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今のご質問にお答えしますが、いま国はそういう少子化対策のために、若者に対する支援として、様々な施策を打ち出してきた経緯がございます。ただその結果として、なかなか良い結果に結びついていないというのが現状でありますけれども、ただ、そういう良い結果に結びつかなかった背景として、やはり施策というのは全ていろいろ関連がありまして、若者、高齢者、また生産年齢人口と呼ばれている20代から60代までの方々、そういったそれぞれの関連性をですね、うまく好循環できるような仕組みづくりがなかなか活かされていないというのが、今、国の施策の問題点として指摘される場所ではないかというふうに私は考えております。今後、どういう形でそれをうまく循環させることができるのかという部分をですね、やはり国はもう少し肝いりな政策をですね、展開することによって、動きをつけていくことが必要であるというふうに思います。私たちは地方創生というのはそういった背景があって、それぞれの地域で施策を転じてきましたけれども、自治体にもそれぞれ限界があってですね、やはり国として行ってもらわなければならない部分というのはやはりございます。例えば、公共交通の問題、医療の問題、そういった部分はいくら自治体が頑張ってもなかなか良い効果というのがですね、なかなか生まれないわけでありまして、そういった部分を国がいろいろな施策を転じていただければ、町としてもいろいろな部分でうまく融合することができるのかなというふうに、この10年間で私自身が感じているところがございますので、国は国の役割、自治体は自治体の役割ときちんとメリハリをつけてですね、これから施策を講じていく必要があるというふうに思っている次第です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）町長の仰ったことは全くそのとおりだと思います。

それで、地方創生元年とされる2015年に国及び地方自治体による、人口ビジョン及び総合戦略の策定を経て、第1期の事業が展開されました。また、2020年には、第2期総合戦略に突入し、これまでの総合戦略の枠組みを維持しながらも、誰もが活躍できる地域社会を目指して取組を進めておりますが、その人口ビジョンで、本町の人口を2040年に3000人とする目標を掲げ鋭意取組を行っておりますが、人口ビジョンで3000人とした目標については、私は間違った方向性ではないと思います。別に人口は増えなくても良いと思っています。現状維持で良いと思っています。しかし、将来的に人口減少が進む中、現状維持すら非常に難しい状況になることが予測されます。地方創生人口ビジョンでは、子どもの出生数を増やすのは大変なので、もっと手軽に効果が見える形で人口増を図ろうとして、隣り合う町の自治体で移住者を奪い合うような状況も生まれているのも事実です。

昨年、東川町で研修をさせていただいております。東川町はご承知のように20年以上にわたって、移住者が増え続けている町です。特に都会から若い人を呼び込むための施策を講じて人口増を図っており、その取組の1つに移住体験施設や若者に人気のあるブランド企業を誘致して町のイメージアップを図り、おしゃれなカフェやレストランなど約60店舗ものスモールビジネスにつながるような取組をし、成果を上げております。若者が住みたい・住んでみたい、そんな町のイメージは非常に重要になると思います。そこで、今後の人口減少対策として、そのような取組も視野に入れて検討することは必要ではないでしょうか。仁木町はその可能性は十分にあると思います。町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）仰るとおり道内の自治体の中でも、東川町は昨年でしたか、議会で視察に行かれたというふうに思いますが、東川町は移住・定住が進み、人口が増えている地域であります。東川町も、昨日今日であのぐらゐの地域づくりができたわけではなくて、これまで何十年もかけてですね、今の状態になったわけでありまして、町独自の魅力を作り上げてきたその背景として、町外から移住者が増え、また新たな魅力を生み出している循環ができています。そういう地域づくりになっております。仁木町も、道内では新規就農希望者がですね、多い地域として、今、徐々に認知されつつあり、ワイナリーも含めてですね、町の産業振興に対して道内はもちろん、道外からも視察が増えている状況でありますけれども、東川町はもちろんのこと、他の自治体の例も参考にしつつ、総合計画で掲げている「魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切するまち」を目指してですね、仁木町も引き続き、施策を、取組を進めてまいりたいというふうに思っている次第でございます。

また、若者たちが地域に来れるようなきっかけづくりというのもですね、前向きに仁木町もいろいろ行っていくべきでありまして、昨日、ワインのイベントもあったんですけども、たくさん町外からもお客さんが来ていただいて、そのきっかけ作りをしたのもですね、昨年度来た若い地域おこし協力隊のメンバーや、またワイナリーの事業者の人たちが横のつながりを持っていろんな事業を生み出して、そのきっかけとして町外からたくさんの方々に来るきっかけになっておりますので、今後そういったことも含めてですね、更に今までまいた種が花を咲かせるような事業展開ができるように、町も支援を彼らにしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）人口減少、少子高齢化といった構造的な課題を解決していく。このためにはやはり長期間の期間を要すると思います。先ほど町長からもお話がありましたように、将来的な人口減少を見据えて、人口問題に詳しい専門家は、人口対策として、「公共施設の集約など、町の縮小化と結婚や出産、子育てを叶える政策を両輪で進める必要がある」と指摘しております。その上で、「若者に選ばれる就職先となるような地場産業の育成も必要」と話しております。また、別の専門家は、「インフラや経済活動を維持しながらどう戦略的に社会を縮めるかが問われる段階にあるのではないか」というふうに訴えていますし、他の専門家も、「札幌集中が続く現実を直視し、道も市町村も人口減少を見据えて町がどう縮んでいくべきかという議論を真剣にするべきだ」との提言をされております。将来的にコンパクトシティ化を視野に入れて、効率の良い行政運営を進める必要があるという提言でございますが、このことについて、町長もう少し具体的に見解をお願いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）自治体の多くはですね、若者に対しての支援、又は新たな事業につながる投資を行いたいというのが正直なところでありまして、現実問題として、経常経費が増す中で新たな支出というのは大変厳しい状況であるというのが今の現状であります。ただ、財政の硬直化が進むことを避けるため、人口減少社会を見据えてですね、地域の機能を集約させ、コンパクトなまちづくりを進めているところも各自治体で増えてきているところでもありまして、また昨今は、ふるさと納税がですね、新たな収入源となって住民サービス向上や産業振興、インフラ整備に充てている自治体が増加しておりますけれども、やはり先立つものがなければですね、なかなか現実的に実現することはできません。先ほど述べた、町がどう縮むべきかという、いわゆるコンパクト化できるかということもですね、今後課題として検討することも必要であるという認識のもと今後まちづくりを進めていかなければならない、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）本当におそらく人口減少に伴って、当然公務員の数も減ってくると思います。そして税金も当然落ちます。ですからやりたくても行政サービスができないという状況にも陥るかと思えます。ですから、その辺も十分視野に入れながら、ぜひ検討してほしいと思います。

今後、人口減少に拍車がかかる日本では、集落だけでなく役場機能の維持さえ難しくなる町村が増える可能性があります。人口減少を抑止するには一長一短ではいかないと思いますが、人口減少を止めるためには、行政だけでなく、町民を挙げて取り組まないといけない問題であり、そのことを町民の皆さんに理解していただくことも重要な施策の1つであると考えますので、今後の町長の対応に期待をして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）次に、『遊休町有地の活用計画を』以上1件について、野崎議員の発言を許します。5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）それでは、先に通告いたしました、遊休町有地の活用計画を、について質問します。

町が保有する遊休町有地は8ha以上の面積を有しています。町として利活用計画にて管理をされており、現状としては新幹線二ツ森、新稲穂トンネル工事による事務所・宿舍や、掘削土の堆積場所として利活用をされています。しかし、活用するには不向きな雑木地となっている土地の活用への対応は見受けられません。令和3年の宅地整備実証事業では旧若松団地跡地を優良田園住宅建設地として分譲するために測量を実施しましたが、成果が見られず、事業の見直しが必要ではないのでしょうか。また、同年には仁木町多目的滞在施設についても、隣接する町有地をRVパークとして活用する実証実験を行いました。更なる活用を検討する考えは無いのでしょうか。そこで、町有地の活用についてお伺いします。1. 工事関係者への貸出終了後の当該土地の活用方法は。2. 宅地整備実証事業の現状と今後の計画は。3. 多目的滞在施設と隣接している土地の実験結果と今後の活用計画は。4. 子どもたちが楽しめる屋外遊び場を整備する考えは。5. 企業による遊休地の活用を支援する考えは。6. 農地を新規就農者に活用してもらう考えは。以上よろしくお願いたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の野崎議員からの、遊休町有地の活用計画を、の質問にお答えします。

1点目の「工事関係者への貸出終了後の当該土地の活用方法は」についてであります。工事関係者へ

の貸出については、ぎんれい団地周辺、旧桜ヶ丘団地跡地、大江学園ふきのとう横、旧生活改善センター及び大江へき地保育所跡地の4か所となっており、それぞれ令和6年3月から令和8年12月まで貸出しているところであり、工事の進捗によっては延長も考えられることから、今のところ具体的な活用計画はありませんが、公共工事の円滑な実施に寄与できているものと考えており、貸付終了後の利活用につきましては公共事業における残土の受入地や町道除雪の堆雪場などに活用できると考えております。

2点目の「宅地整備実証事業の現状と今後の計画は」について申し上げます。宅地整備実証事業につきましては、令和3年度に高速道路網の整備で道央圏やニセコエリアとの交通アクセスが強化されている中、「良好な農村景観」や「生活しやすい」といった仁木町の魅力や特徴を活かし、優良田園住宅の誘致を視野に、遊休町有地（旧若松団地跡）を活用し実施しているもので、遊休町有地の処分を目的に実施しているものではありません。仁木町の豊かな自然、美しい景観を、農的な暮らしを享受していただけるよう、農園として利用できるスペースを備えた移住者用住宅用地として分譲し、定住人口拡大に向けた取組を行うため、1筆当たり約1200㎡に分筆したものであります。その後、地域力創造アドバイザーや大手デベロッパーを始め、多くの事業者との意見交換を通じ、地方創生や定住人口、関係人口の拡大につながるモデル的な取組となるよう、継続して検討を行っております。今年度には、子ども子育てセンターの建設工事で発生した畑の表土で客土し、来年度は石礫の除去や均平を行うなど、農的な暮らしを楽しめる住環境の整備を進める予定としております。

3点目の「多目的滞在施設と隣接している土地の実験結果と今後の活用計画は」につきましては、令和3年第4回定例会において、同様の質問をいただいております。その中で、「国からの交付金を活用してRVパークの可能性を探り、電源コンセント等を整備し、実証実験を実施して、今後の整備・活用を検討してまいります」と答弁しております。実証実験については、キャンプやアウトドア系のアクティビティの需要が高まっている中、自然豊かな本町の地域資源を活用した新たな旅行スタイルの環境整備に向け、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、キャンピングカー用の100<sup>ワット</sup>電源を設置し、令和3年10月、多目的滞在施設（Casual inn NIKI（カジュアル・イン・ニキ））の指定管理者である株式会社ベストステイ札幌が主体となり、仁木町、仁木町観光協会と連携し、札幌市内のキャンピングカー販売事業者の協力を得て、モニターツアーを2回にわたり実施しております。モニターツアーの参加者からは、仁木町の自然景観はもとより、立地条件、利便性等において、仁木町はキャンピングカー旅行者の受入に適しており、RVパークとして整備し、新たな拠点として活用すべきとの評価をいただくなど、RVパーク化の可能性を確認したところであります。

実証実験では、隣接する観光管理センターのトイレを使用していましたが、その後、女子トイレにおいて排水設備等の老朽化による故障が発生したことで、合併処理浄化槽の設置が必要となり、1千万円以上の経費が発生することから、当初予定していた実証実験後のRVパーク化を断念したところですが、実証実験で得た知見を活用したRVパークを仁木町内で設置するため、指定管理者の協力の下、24時間利用可能なトイレが設置されている農村公園フルーツパークにきの駐車スペースの一角に電源コンセントを設置し、昨年4月に一般社団法人日本RVパーク協会に加盟し、RVパークの認定を受け供用されている状況にあります。累積保有台数が15万5千台を超え、キャンピングカー旅行者が急増している中、仁木インターチェンジの開設により、キャンピングカーの乗り入れが増加することが予測されていることを踏まえ、実証実験で整備した電源コンセントを、町内の観光拠点へ移設することなどを含め、RVパークのさらな

る整備に取り組んでまいります。

4点目の「子どもたちが楽しめる屋外遊び場を整備する考えは」についてであります。屋外で子どもたちが楽しめる場として、JR仁木駅周辺の果実とやすらぎの里公園と大江1丁目のふれあい遊トピア公園を設置しているほか、本年6月から開館するにき小型児童館に屋外遊技場を併設していることから、今のところ特別な施設を整備することは考えていないところであります。

5点目の「企業による遊休地の活用を支援する考えは」について申し上げます。新たな企業が町内に進出する際には、遊休町有地を求めてお問い合わせはありますが、企業への支援としては、現在、企業立地促進条例による町の支援、また、地域未来投資促進法に基づく基本計画の策定により、事業者が同法に基づく牽引事業計画を策定することで国や北海道の支援を受けられる仕組みもあることから、遊休町有地の活用における企業への支援等は現在のところ検討しておりません。

6点目の「農地を新規就農者に活用してもらおう考えは」につきましては、農用地としては旧北町試験地や、みずほ32建設残地が候補地となりますが、いずれの土地も先ほどお答えした宅地整備実証事業の横展開事業用地や、その他各種事業の補完用地としていきたいことから、当面は現状のまま管理を継続していくことを考えているところであります。企業・団体や個人から利活用の申し出があれば、状況に応じて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）それでは、再質問をさせていただきます。

まず、工事関係者への貸出し終了後の当該土地の活用方法ですが、この遊休町有地においては3年前にも同様に質問をさせていただきました。答弁としてはほぼ同じなのかなという感じがしております。現状として、ぎんれい団地周辺、旧桜ヶ丘団地跡地、大江学園ふきのとう横、旧大江生活改善センター跡地など、今後も残土の受入れ、除雪の捨場としてしか利用がないものなのか。今後、銀山においてもプールの空き地も増えてくると思います。遊休町有地の活用が地域的に向いているか、向いていないか。宅地であったところが、実質原野になっているところがあります。このような、さらなる遊休地を増やさず活用する土地利用に取り組んでいくべきだと考えますが、その辺はどのように考えられるでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）野崎議員のご質問の中で、町有地を今後活かすべきではないかというご指摘でありましたけれども、ここ10年で町有地に関しては貸出しや売買も含めてですね、ある程度町としては整理してきたところであります。町有地に対する基本的な町の考え方としてはですね、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、残土の受入れや又は除雪の堆雪場、また災害の際にですね、緊急的に受け得る土地を求めるなど、ある一定程度の町有地を所有することも必要なものというふうに町として考えております。ただ町として有効活用できない、又は見いだせない土地に関してはですね、引き続き処分や又は様々な新たな有効活用を見いだすべくですね、これからも引き続き検討をしていくべきものというふうに町として考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）町長の答弁としては、今できる限りのそういう残土や排雪の置き場所として活用するとか答えて出てきませんが、先ほどの中においても、すごく仁木町は住みやすいというところのお話もされておりました。そういうふうな活用方法がまだまだこれからあるのではないかなという感じが

していますけれども、まず町として、町有地4か所の借地料としての内訳を伺いたいと思います

○議長（横関一雄）奈良総務課参事。

○総務課参事（奈良充雄）まずですね、大江1丁目の残土置場、ふきのとう横ですね、これにつきましては国の事業で国鉄建設運輸施設整備支援機構に貸しているものです。これについては、全額減免となっております。その他ですね、銀山3丁目、ぎんれい団地の横につきましては、令和7年11月まで貸出ししております。これにつきましては年間25万510円、次にですね、一般国道の工事、新稲穂トンネルの工事関係の部分につきましては、まず大江2丁目の方の旧生活改善センター・大江保育所跡地につきましては、今月末までの契約となっております。これにつきましては12万2902円、それから銀山2丁目、旧桜ヶ丘団地の跡地の貸出しにつきましては、令和8年12月までの契約となっており、年間15万8200円となっております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）貸出しの他に、まだ法人税とかそういうものが、出てくると思うんですけれども、その辺はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）法人税につきましては、均等割と法人税割があるんですけれども、一応、今のところ均等割の方でお答えさせていただくとですね、令和5年度の実績では、おおよそ550万円程度収入をされているという状況となっております。その中にはですね、令和5年度分ですので、均等割と法人税の分も入っておりますので、新年度分についてはですね、法人税のみでそれも500万円程度ですか、予算の見込みをしている状況でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）こうやって活用していただいているという形の中では、町としてもある程度の利益が出ているという感じもしております。

しかし、いつまでもこれが、借地活用が望めるわけではありませぬので、先ほども言いましたけれども、令和8年以降において、町として活用していく方向性をもう少し検討していただきたいなという感じがしております。

次に行きたいと思いますが、宅地整備実証事業の現状と今後の計画はということで、優良田園住宅の誘致を視野に、遊休町有地を活用し、実施しておりますが、農園としても使える移住者住宅用地として分譲して分筆され、アドバイザー、事業者との意見交換もされているようですが、この中で優良田園住宅と、定住促進の検証は出されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）アドバイザー、もしくは不動産デベロッパーとの意見交換ということでございますけれども、アドバイザー等に関してはですね、町の方で、農村住宅の整備譲渡ということでですね、販売ということで提案をさせていただきました。そして大手デベロッパーについては提案をした段階で、相手方の方からですね、逆に提案を受けているという状況でございます。受けたということで、各関係職員もですね、話を聞かせていただいたというところなんですけれども、町の方として、そのときはですね、宅地の整備、田園住宅としての販売ということで考えておまして、そこの提案頂いた部分については、防災、子育て、環境、様々なところでですね、関係の出てくる、大きなまちづくりとしての提案というこ

とございまして、ちょっと現実、その時点ではですね、そこに取り組むというところにはなかったもの  
ですから、それ以外のところで検討させていただいているということでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎委員。

○5番（野崎明廣）説明を頂いて、このまちづくりの中で検討をされているという。以前にもその辺につ  
いて説明されていると思いますけれども、前は、この価格を設定して、そしてホームページ、ハウスメ  
ーカー、不動産事業者と連携を取り、自然環境、子育て世帯、移住希望者を優良田園住宅整備の可能性、  
定住促進の施設として検討するという、今言われた内容だと思うんですよ。これが現状としては、同じ  
状況なのかどうか。これが少しでも進展しているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）今、新見企画課長からお答えしたとおりでございますし、前の答弁にも同じ答えを  
させていただいているんですけども、基本的に最初の答弁で町長からお答えしたとおりですね、この  
場所についてはですね、遊休地の処分ということではなくてですね、うちの町の地方創生、定住人口の拡  
大、関係人口の創出のための実証実験の場所としてやっているということなので、その中で手法としては、  
ホームページ等で公開をして、土地の情報とかを出していくことも当然今後の手法としてはそういう活用  
もあると思うんですけども、大事なことはですね、この場所を先ほども言った中で、横展開としてする  
ための1つの試金石としてですね、活用させていただいて、いろんな知見を得てですね、町として今後、  
すばらしい田園都市住宅になるように提供していくための実証実験の場所として活用していきたいと思  
っています。その中で、コンセプトについては、今仰ったとおりなんですけれども、そういった方たちを招  
くためにですね、今、いろんな方からのお話を頂いています。それから、先ほど町長が答弁した中でもご  
ざいましたけれども、こういった、うちの町がですね、色々今、発展していて、外部からいろんな評価  
を頂いております。そういった中でですね、より付加価値がいま町として高まっている部分がございます。  
そういったことからですね、この住宅についても、そういった付加価値の高まりとか、そういったものも  
見据えた中でですね、より慎重に、そういった知見を踏まえてですね、そして進めていくことが大事だ  
と思っておりますので、ただ単にスピード感を持って土地を売却するという視点よりもですね、その成果を  
どう活かしていくかということに力点を置いて、これを進めているということなので、十分に理解して  
いただきたいと思います。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）町としては、住んで貰える人に売るわけではない。実証実験だというお話ですが  
も、この実証実験が、どういうふうな、この3年間でなってきたのかということ、ちょっとお伺いし  
たいんですけども。

この答弁では、以前と同じで、全く進んでいないというふうな感じがしているんですが、その実証実験  
がどのようなものなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ちょっと答弁に誤解があったようなんですけれども、実証実験は無償で売るわけではな  
くてですね、実証実験も含めて土地を活用して、これを要するに有利にですね、販売させていくというこ  
とです。その横展開としてですね、他の民地を含めてですね、田園都市住宅の呼び込み等ができてですね、  
その延長線上に関係人口、定住人口の拡大につながるという考え方がありますので、決してその無償で販

売とかそういったことでないということだけ、まず理解していただきたいと思います。

それからですね、先ほど仰いましたが、横展開をする上でですね、地域のいろんなメリット、だから町としてはワイン振興を含めてですね、それから景観の整備を含めて、いろんな取組をさせていただいています。そういったことによってですね、町の魅力が助長されることで、外部からの評価も高まってくると思います。ですからそういった部分を踏まえてですね、今いろいろな町として取組を進めていますので、そういったものと連動性を図りながらですね、より魅力ある住宅地として販売できるように、そういった検討を今進めておりますので、そういったことをご理解していただきたいと思います。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）非常に3年前に、すごい期待があったんですね。これを分譲して、移住希望者に与えていくという感じ。しかし、それが今のところ、何とか、実証実験という形の中で、取り組まれている。もうある程度、方向性が出て良いのではないかなという感じもしていました。せっかく、こういうワインを作っている、町を活性化してくれている人たちが、そういうところへ住みたいとか、そういうような希望があれば、町としてもどんどんこういうところを誘致していく必要があるのかなという感じがしております。今現在、保育所の余った土をあそこの、旧若松団地に引き均す。これ自体もどうなのかなという感じもしていますけれども、その辺、土を入れるだけで何か今後対応が出てくるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ワインの活用を含めてですね、そういったことを進めていきたいと思っています。

それで、ワインも2年、3年、うちの町としてワインツーリズムについて取り組んでからですね、先ほど話したとおり、20件程度にワイン事業者が増えてきて、更に外部からの企業の進出も相次いでいるということとか、それから更にワイン事業を志す方もたくさんいらしております。そういった方が今後この住宅を活用していただけるという部分も当然ありますし、それとそういった環境の中で、地域で、農的な暮らしを楽しみたいということですね、そういったことで希望して、うちの町に入って来たいという方も当然いらっしゃると思います。そういった方に対して色々今後プロモーションをかけていくとか、そういったことが必要になっていると思います。それから大手デベロッパーの方からですね、要するに、もう少し違う形での活用もあるのではないかなという話もありました。そうすると色々時間をかけてやっていく部分もありますので、今までと違う固定観念ですね、進めていかなければならない部分もございますので、そういったことは理解してですね、着実に進めておりますので、理解していただきたいと思います。

それから残土なんですけれども、「余った土」ではなくてですね、子育て支援センターの土地についてはですね、地権者の方が大事にこれまで農地として保全しております。そういった中で表土として、すばらしい土があったわけです。それをですね、農的な暮らしを楽しんで頂くために活用させていただきまして、その土を、石礫を除去してですね、そして均平にさせていただいて活用していただくというものであります。残土としてではなくてですね、今までその地権者の方が大切に土づくりをしていただいたそのものを活用させていただいたということなのでですね、その辺は誤解されなくて頂きたいと思います。以上であります。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）いろいろな形の中で今後、調査をして、何が良いのかということを検証していきたいと



ということですので、何とか、せっかく3年前に立ち上げたものなので、モデルになるようなものにしていただきたいなど、自分としては考えだったんですね。それである程度の方向性が出てきているのかなという感じがしたんですけども、結果的にはまだ出てないという。これから、実証実験されて、まだまだ検討されるということですので、焦っては駄目だということなんで、よろしくお伺いをしたいと思います。

次に、3点目ですけども、多目的滞在施設と隣接する土地の実験結果と今後の活動計画は、ということで、多目的滞在施設、RVパーク、キャンプ場などにより、観光センターとしても需要が高まり、遊休地の活用も進むと考えていましたが、RVパークとして検証を断念した。観光センターのトイレ修理に1000万円かかるという。それで農村公園フルーツパークへ移行するという考え。それでは、多目的滞在施設のみを取組になっていくのか、観光センターとしても修理をしていくのか。新たな拠点、観光センターを目指すのか。新聞報道で余市町の道の駅の取組が公表されました。今後非常に大きく変貌する状況になっていくのかなという感じがしますけれども、取組として町長。どのようにこの部分をしていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）現状のままですと、なかなか観光的資源としてはなかなか弱いものであるというふうに町として捉えています。多目的滞在施設をあそこに設置させていただきまして、今後、観光管理センターの施設そのものの在り方もですね、今後検討していかなければならない時期が来ます。そのときにですね、あの辺を一体化として、観光的資源の要素を高める1つの場所として、町としていろいろと展開することができればという構想は今の段階で持っております。将来的にといいますか、これから高規格道路も近いうちに本町に建設される予定ではありますけれども、今、フルーツパークにきもですね、そういった新たな拠点施設として構想を今検討している段階でありますし、町に人が降りてもらえるようなきっかけづくりとして、あそこの多目的滞在施設があるエリアをですね、今後、どう新しい事業として展開できるのかということもですね、近いうちに検討しなければならないというふうに、我々も思っておりますので、いろんな課題を今クリアして、その中で1つずつ形を作っていかなければならない状況でもありますので、これから少しずつ形になるようにですね、これから町としても取組を進めていかなければならないという認識のもとでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）先ほどちょっと観光センターは、修理をしていくのかどうか、その辺もお伺いしたんですけども。取組としてはどのような形にしていくのか、結果的に修理するのか、しないのかということもちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）観光管理センターにつきましてはですね、2035年に解体を予定しておりまして、改修の計画はございません。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）観光センターとしては、もうこの状況では利用できないという結論が出たのかなという感じがします。35年まで観光センターも持てばいいんですけども、その辺きちんと、現状のトイレが使えない、使えるという点についても、やはりお金のかかることですから、現状としては1か所だけ活用しているという話も聞いていますので、何とか後の年数、利用できるうちは利用していただきたいなとい

う感じがしていますけれども、それに対してはきちんと管理をしていただきたいという感じがしています。

次に移りたいと思いますけれども、子どもたちが楽しめる、野外遊び場を整備する考えは、ということですが、仁木町すこやか子育て支援センター（i k o r）の完成により、にき保育園、放課後児童クラブ、児童館、おおきな木などによる施設で、親として安心できる施設になりましたが、そこが全てではないのかなと考えます。町が管理されているところは各地域にもあります。日常、子どもたちが、野外で遊べる場所もありますが、「仁木駅前公園に行くことが多いですが、日陰がなく夏の暑い時期には休める場所がないので、あればいい。」「遊具周りの芝生・砂遊び場で手洗いができればいい。」「冬場はそり遊びができる小さなスロープが欲しい。」という声が、各遊具を整えている場所で話があるんです。その辺の整備がされていくべきではないかなという感じがしていますけれども、これについて町長、整備としてはどうなんでしょうか、可能性があると思うんですけれども。そんなに無理な地域の課題ではないと思うんですけれども、その辺どう考えますか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）既存の公園地についてはですね、引き続き維持管理というのは町として管理していかなければならないというふうには受け止めておりますし、ただ、住民の要望としては私もいろんな方々からお話を聞きますと、そういった子どもたちの遊び場が本町には少ないということで、いろいろお聞きしますので、そういうことも踏まえてですね、今回、子育て支援センターのところですね、小型児童館、屋外遊戯場も併設した経緯がございます。また新たに公園を作るということになりますと、やはりなかなか財政的にも厳しい部分があるんですね、そういった部分も今後踏まえてですね、最少の経費で最大の効果が発揮できるようにと、いつも我々は謳い文句のように言っていますけれども、それぞれの地域の方にも少ない限られた公園でいかにして子どもたちが楽しめる場所を作れるのかというのを、我々も検討していかなければいけないと。やはりどうしても数多く公園を持っていることによって、そのための管理の部分ですね、いろんな経費がかさんでいるところがございますので、そういったこともこれからの時代に合わせて整理していく必要性もあるのかというふうに思います。

先ほどの一般質問の中でも、人口減少問題についていろいろ答弁させていただきましたけれども、またそういったこともですね、やはり地域住民の皆さんのご理解と、町の今後のそういった考え方をですね、やはりうまく協調し合いながら、どんな地域づくりが必要なのかということですね、皆さんで前向きに検討していかなければならないというふうに思います。我々の地域にも公園が欲しい、あちらの地域にも公園が欲しいと言ったら、やはりなかなかキリがないという部分がある、やはりなかなか町としても優先順位というものを付けづらくなってしまいますので、そういったことも踏まえてですね、これから1番適しているまちづくりをいかにして作ることができるかということですね、これから皆さんと一緒に考えていきたい、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○5番（野崎明廣）今ある公園を少し整備してほしいという要望がありましたので、可能であれば検討していただきたいと思います。

次に移りたいと思いますけれども、企業による遊休地の活用支援を考える。町へ土地の情報を求めて来られる相談もあることと思います。企業が求めて取組内容として、町の遊休町有地を活用する支援としては検討されていないようですが、内容によっては可能性があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）奈良総務課参事。

○総務課参事（奈良充雄）どこの土地ということの限定ではないんですけども、当然、法人・個人からですね、何らかの例えば購入したいですとか、そういうふうなことはですね、話があれば当然お伺いして、こちらの方も状況に応じて対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。時間がありませんのでまとめてください。

○5番（野崎明廣）実質的に大江に今2か所ほどのアウトドアキャンプ場ができています。もうこれ、インターチェンジのために、民間としてはもう動いているんですよ。もう2年前から。その辺の誘致が町としても少し考えていただければ。お話があれば考えていただきたいなという感じがしていますので、今後の検討材料として頂きたいなという感じがします。

最後ですけども、農地を新規就農者に活用する考えはということで、先ほど新規就農者の受入的な人数については、同僚議員の質問の中で出ておりました。その他に、町が保有する農地を新規就農者の研修目的として活用する考えはないのかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。簡潔に答弁お願いします。

○産業課長（浜野 崇）町が保有する農地を新規就農者向けの研修用地として活用することは可能だというふうに考えております。既にですね、担当レベルではございますけれどもJA新おたるの方からですね、そのような相談を受けておまして、指導する人員の確保、また研修に要するハウス、トラクター等ですね、準備など多くの課題がございますけれども、これからも新規就農者受入協議会を中心に、より良い受入環境の整備を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）簡潔に。野崎議員。

○5番（野崎明廣）ありがとうございます。

これで、新規就農受入の体制も可能であるということなんで、ぜひともそういうようなことを進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時53分

---

再 開 午前11時10分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第2『一般質問』を続けます。『防災・減災対策について』以上1件について、上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）防災・減災対策について。

元日に発生した能登半島地震では、いつどこで起こるかわからない災害の恐ろしさを私たちに示しました。今一度、防災・減災対策を見直す必要があるのではないのでしょうか。今回、政府予算でも防災・安全交付金が予防保全に向けた老朽化対策など地方公共団体等の取組を集中的に支援することになっています。能登半島地震では、特に電気と水の復旧が問題でした。町では早速レンタカー会社と協定を結んだようですが、町の公用車もぜひハイブリット車に替えていただきたいと思います。

水の問題ですが、水道が使えなくなった時の井戸水の確保というのは出来ているのでしょうか。また、避難所の担当責任者は決まっていますか。一人ひとりが自分の命を守るために、講演会などを開催し、防

災の知識を学習することも大切だと思います。

自家発電設備を備えたガソリンスタンドが休止になりましたが、住民拠点サービスステーションは今後どうなるのでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、防災・減災対策について、の質問にお答えいたします。

1点目の「水道が使えなくなった時の井戸水の確保というのはできているのでしょうか」についてであります。本町においては、役場庁舎及びフルーツパークにきで井戸水を使用しており確保できております。ほかには、仁木町備蓄計画において、本町人口の15%となる482人分を備蓄物資の支給対象として、避難所に救援物資が到着するまでの約3日間に必要とする食料や生活必需品の備蓄を進めており、備蓄計画数である1446ℓの飲料用保存水を確保しております。

2点目の「避難所の担当責任者は決まっていますか」について申し上げます。災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合には災害対策本部が設置され、私を本部長として、職員が総務対策班、町民生活対策班など、課ごとそれぞれに七つの班編成を行い、対応することとしており、避難所の開設や運営に関することにつきましては、町民生活対策班を組織する住民環境課及び福祉課が担当することになっております。

3点目の「講演会などを開催し、防災の知識を学習することも大切だと思います」につきましては、議員仰せのとおり、町民一人ひとりが防災に関心を持ち、地域の防災意識を高めることが大切であります。町では、地域防災訓練の実施や北海道原子力防災訓練への参加により、職員を始め、町民の皆さまの防災意識・知識の向上に取り組んでおり、各地域・学校におきましても防災学習に積極的に取り組まれているところであり、令和6年度から防災・危機管理に関する優れた経験・知識・技能を有し、安全・安心の即戦力となる幹部自衛官の退職者を防災監として、防災専門職員に採用し、更なる防災の意識向上に努めてまいります。

4点目の「住民拠点サービスステーションは今後どうなるのでしょうか」についてであります。町内にこれまで、住民拠点サービスステーションが1か所ありましたが、議員仰せのとおり、事業所の閉鎖により、町内に同ステーションはない状況であります。災害時における燃料供給の拠り所となるよう、これまで国や北海道の補助金を活用して整備が進められておりましたが、現在は当該補助事業はなく、町といたしましては同様の支援は予定しておりません。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）最初に、役場庁舎及びフルーツパークにきで井戸水を使用しているということですが、トイレの水とかはどうなっているのでしょうか。能登の地震ではトイレが使えなくなり、未だに復旧していません。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）トイレの活用につきましては、役場庁舎におきましてはトイレが井戸水を使用しております。自家発電設備を動かすことによって、トイレの方は使用できるということになってございます。フルーツパークにつきましても同様、自家発電設備があるということで、災害時においても動くということで認識してございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）すごく仁木町としては、井戸水を使っていたことが良かったかなというふうに思いました。

防災・減災のための地方単独事業で、令和6年度の事業対象にトイレカーの整備が入っていますが、他の避難所でこういうトイレカーの必要があるかと思うんですけども、ぜひこういうときに購入してはいいかがかと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）只今のご質問です。トイレカー、私、大変申し訳ございません。しっかりその構造等を把握してございませんけれども、町の方においてはですね、簡易トイレということで備蓄をしております。計画備蓄数を満たしている100%を満たしているという現状でございますので、今、災害が起きた際にはこちらの簡易トイレということで考えてございますけれども、そちらの方もですね、トイレカーというのもですね、ちょっと確認をしながら、可能なものであれば、導入も考えていけるのかなというふうには考えております。現時点においては、この避難時における簡易トイレを活用させていただくという予定でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）今回、能登半島の地震でも、そういうトイレカーを持った自治体で貸出しをして、早速使っておりましたけれど、やはりもしできるならば、ぜひ整備をお願いしたいと思います。

それで、給水車というのはあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）本町において給水車と呼ばれる車両については保有はしてございませんが、水道の方ですね、大きなタンクというか、そういったものは保有している状況でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）前に銀山で工事のために水道が出なくなったときに職員の方がポリタンクで一生懸命運んでいたの、そういう水を入れる大きなタンクがないのかなというふうに思っておりました。

それでは、2点目の避難所の担当責任者が住民環境課及び福祉課となっておりますが、どこの避難所は誰と具体的に決めてはいないんでしょうか。普段使っていない施設では、行ったけれども鍵が開いていないとか、いざというときのために、ぜひこの担当責任者というのは必要だと感じてますが。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）本町にある避難所、そして災害が起きた際にはですね、現状、全ての避難所が一斉に開くという状況であれば、決めていくことも可能だと思いますけれども、現状は避難所を開設するかしないかというところ、そここのところは個別にそれぞれ判断するというところで、1か所なのか2か所なのかということもございますので、どこを誰が担当するという点については、現状決めてございませんけれども、住民生活対策班ということで対応するという点だけをまず決めているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）そういう災害が起きたときに、組織がいっぺんに皆さん集まってもらえれば、そういう配置なんかもできるんだろうとは思いますが、やはり災害というのは本当にいつどこで起きかわからないので、やはり責任者は決めておいた方がいいのではないかなというふうに思います。

避難所が冬の場合、暖房器具はそろっていると思えますけれども、夏の暑いときにエアコンの付いている

避難所は、町民センターの他にどこがあるのでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）まず、前段のですね、避難所の対策班の関係でございますが、住民環境課と福祉課ということでもって担当させていただきます。班長においてはですね、福祉課長が担当するという事で定められておまして、職員の体制はですね、お言葉にありましたけれども、計画によれば職員は30分以内に参集するというような記載になっております。離れていけばですね、それだけ時間がかかりますが、なるべく30分で移動ということが決められておりますので、これに向けて動いていくような初動となり、本部ですとかからの指示でもって動いていくというように想定をしております。具体的にはですね、1から28の項目が定められております。避難所、福祉避難所の開設・運営に関することからですね、公有財産の災害応急対策に関する事ということで、28項目にわたって対応させていただくということで、日常定められておりますので、答弁とさせていただきます。

エアコンの関係については、企画課長の方からご答弁申し上げます。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）避難所におけるエアコンの設置ですけれども、こちらで把握している部分については町民センター、そして保健センター、いきいき88、そして大江地区については、大江のへき地保育所、そして銀山地区については、長沢会館、銀山へき地保育所ということで把握をしてございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）3点目ですが、北海道原子力防災訓練は、年々どの地域でも参加が薄れていると思います。地域防災訓練は、コロナ禍の中、実施訓練もされていないと思いますが、町内会ぐるみで具体的に避難訓練をして、ベッドの組立てやパーテーション、食事作りなどをすることによって、具体的な足りない部分が出てくるのではないのでしょうか。今年は防災専門職員を採用するとなっていますが、前にも自衛官退職者を採用したいと言っていて、実現しませんでした。今年はもう採用は決まっているということなのでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）新年度からですね、退職自衛官の方を防災専門職員として任用することで、4月から決まっているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）その方がいろいろとやってもらえると思うんですけども、防災の専門家が、今いろんな災害を体験した中から、たくさん生まれています。今日も3.11ということで、いろんな防災関係のテレビ番組とかをやっておりましたけれどもね、ぜひそういう専門的な人たちにぜひ講演会などを開いてもらって、皆さんの防災意識を高めていってほしいと思いますが、その方がこれからやってくれるのかと思いますけれども、町としても、こういう講演会などを開く予定はありませんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）防災に関する講話ですとか、講演会とかの開催ということですけども、町といたしましては、避難訓練を行った際に北海道の防災担当の職員の方に講話をしていただいたりですとか、今年度につきましてはですね、地域より地区学級の依頼がありまして、職員が講話、そして防災備蓄品の試食ということで、そういった取組もしているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）4点目ですが、住民拠点サービスステーションは補助事業がなく、新たな支援はしないとしていますが、ではそれに代わるものは何になるのでしょうか。道路が寸断された場合は、防災部局が物資輸送等に活用するドローン整備も補助対象になっています。やはり細長い町で、途中で土砂崩れがあった場合には、そこに行けないということもありますけれどもね、消防関係のドローンとかもあるかと思えますけれども、物資輸送に関するこのドローンに対しても補助対象になっていますのでね、ぜひ購入する考えはないでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）町長の方からの答弁にもございましたけれども、確かに住民拠点サービスステーションが本町には存在しないということもございます、そういった場合については隣町等ですね、動いていると言ったら良いのでしょうか、住民拠点サービスステーションに行っていただくこととなります。実際に土砂崩れ等ですね、そうなった場合、なかなかないのではないかとございまして。そちらの方についてはですね、現在北海道の方で、北海道道路啓開計画というのがですね、平成30年9月の胆振東部地震ですとか、地震が近年多発しているということで、北海道の方で、道路啓開計画ということで定めてございまして。こちらの方は、道路啓開、道路を開けるための計画ということになります。北海道の方では既にもう定めてございまして、道路管理者それぞれ国道・道道・町道がございまして、それぞれの道路管理者がですね、連携しながら迅速に道路を開けるよう進めることができるような計画がありますので、それに基づいた形でですね、本町もいろいろな協力をしながら、道路を開けるという形を進めていきたいというふうに考えております。

それで、第2版の策定、それが昨年12月に2回目の2版が出たんですけれども、その際には北海道の日本海側の地域とオホーツク側の地域のルートをですね、設定をしたということで載ってございまして、今後、更にいろいろな北海道から後志、それぞれの管内ごととかで進むのではないかとこのように考えております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）行政報告にありましたハイブリッドカーからの電力供給はとても大事だと思いますが、災害が起こったら仁木町だけということではなく、近隣も一緒に被害を受けた場合に、レンタカーをどういうふうに、町に届けてくれるのか、向こうが届けてくれるのか。そういうことは決まっているのでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）今回締結させていただきましたトヨタレンタリース新札幌様でございまして、小樽市に営業店がございまして、そちらの方に町の方から要請をした段階で調整をしていただき、取りに行くという形になろうかと思っております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）私は前から言っていましたけれども、自治体の車としてね、やはりこういうハイブリッドカーに変えていくべきだと思うんですけれども、近々、自治体で車の買い替えとかはないのでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良総務課参事。

○総務課参事（奈良充雄）ハイブリットカー。プラグインハイブリッドですとか、EVカーとか色々あると思うんですけども、令和7年度に向けてですね、現在準備を進めております。ちょっと6年度はすいません、間に合いませんでしたので、令和7年度に今のところ3台、プラグインハイブリッドの公用車を導入したいということで話を進めているところであります。ちょっと台数は来年度のまた予算のときにということになるんですけども、今のところそういう予定で進んでおります。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）この間の東部胆振地震の停電のときにね、やはり自宅でハイブリッドカーを持っている方は、自宅で暖房とか、テレビとか全部賄えたという話も聞きますしね、やはりぜひ替えてほしいと思います。

それとですね、前に洪水の災害のときにお聞きしたんですけども、要配慮者利用施設の人々は、災害の場合どこに避難するのか。3年前に聞いたときには、まだ避難所の避難確保計画というのは作成できていないということでしたけれど、これは作成できて町に提出されているのでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）避難確保計画は各施設ごとに立てられる計画だったと思います。

そちらについては、各全施設、福祉施設等、医療機関等ですね、策定済みということでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）やはりこういう施設になりますとね、介護度3以上で、夜は2人の職員だけということになっていましてね、町の役割もかなりあるのかなと思いますけれども、前は札幌市まで、こういう施設の人たちを札幌の施設に運ぶということになっていましたけれども、その計画ではどうなっているのでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）同計画はそれぞれの施設によって違いますけれども、基本的には一時的には町の避難所に避難をしていただき、その後、札幌等の同様の施設等の方に、更に避難をするというような形になっていたと把握しています。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）あその場合は、洪水が1番大変だと思うんですけども、バスとかそういう、本当に寝たきりの人たちを運ぶ車とか、そういうのもきちんと書いてはありますけれども、やはり町としてもね、そこを十分配慮してほしいなというふうに思っております。

それで、これからも町民の安全・安心のために、さらなる防災対策をお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

---

### 日程第3 議案第13号

令和6年度余市郡仁木町一般会計予算

### 日程第4 議案第14号

令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

### 日程第5 議案第15号



## 令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

## 日程第6 議案第16号

## 令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算

○議長（横関一雄）日程第3、議案第13号『令和6年度余市郡仁木町一般会計予算』ないし、日程第6、議案第16号『令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算』以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは只今、一括上程されました令和6年度予算について、提案説明を申し上げます。

一般会計の歳入では、町税は、町民税、固定資産税などを合わせて3億4169万1000円で、まだまだ自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税などに依存している状況となっております。自主財源及び地方交付税の増減は、事業の実施に大きく影響を及ぼすことから、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の不足分につきましては、財政調整基金2億4629万9000円を取り崩し、繰入れを行い、令和6年度の予算編成を行ったところであります。

令和6年度の予算規模につきましては、一般会計が総額50億5464万9000円、前年度対比では3億6518万8000円、6.7%の減であります。国民健康保険事業特別会計は総額で2億722万1000円、前年度対比では508万8000円、2.5%の増であります。後期高齢者医療特別会計は総額8042万8000円で、前年度対比は251万6000円、3.2%の増となっております。以上3会計予算の合計は総額で53億4229万8000円となり、前年度対比で3億5758万4000円、6.3%の減となっております。令和6年度から公営企業会計へ移行となります簡易水道事業会計は、維持管理経費に係る収益的収入及び支出の簡易水道事業収益は2億6993万1000円、簡易水道事業費用が2億6896万5000円、水道施設等の整備など建設改良経費に係る資本的収入及び支出の資本的収入は9028万5000円、資本的支出が1億4353万6000円となっております。令和6年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上をもちまして3会計と簡易水道事業会計の提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、議長を除く議員8名で構成する令和6年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長を除く議員8名で構成する令和6年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することに決定しました。

なお、令和6年度各会計予算特別委員会の正副委員長の選任については、仁木町議会委員会条例第7条第2項の規定により、特別委員会において互選となっておりますので、休憩中に互選願います。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時39分

再 開 午前11時49分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に行われた令和6年度各会計予算特別委員会、正副委員長の互選結果を報告します。

令和6年度各会計予算特別委員会委員長に宮本幹夫議員、副委員長に嶋田 茂議員が互選されましたので報告いたします。

次に、資料要求の件についてお諮りします。本委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時50分

---

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

---

日程第7 議案第4号

仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第8 議案第5号

仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について

日程第9 議案第6号

仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について

日程第10 議案第7号

仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について

日程第11 議案第8号

然別生活館の指定管理者の指定について

日程第12 議案第9号

仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について

日程第13 議案第10号

仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について

日程第14 議案第11号

仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について

日程第15 議案第12号

仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）日程第7、議案第4号『仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』ないし、日程第15、議案第12号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』以上9件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） それでは、議案第4号から議案第12号まで一括提案説明をさせていただきます。

まずはじめに、議案第4号でございます。議案第4号、仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例（平成6年仁木町条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和6年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第5号から議案第12号の指定管理者の指定につきまして、8件の提案説明を行います。

議案第5号、仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について。

議案第6号、仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について。

議案第7号、仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について。

議案第8号、然別生活館の指定管理者の指定について。

議案第9号、仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

議案第10号、仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩いの家の指定管理者の指定について。

議案第11号、仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について。

議案第12号、仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について。以上8件を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び仁木町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年仁木町条例第22号）第5条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。いずれも、令和6年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎であります。以上、議案第4号から議案12号まで9件を一括提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄） 一括議題9件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、令和6年度各会計予算特別委員会に付託して、休会中に審査することにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄） 「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、令和6年度各会計予算特別委員会に付託して休会中に審査することに決定しました。

## 日程第16 議案第17号

### 仁木町課設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄） 日程第16、議案第17号『仁木町課設置条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） 議案第17号でございます。

仁木町課設置条例の一部を改正する条例制定について。仁木町課設置条例（昭和38年仁木町条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和6年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄） 鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三） 議案第17号、仁木町課設置条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明

いたします。

この度の条例改正につきましては、令和6年度の組織改正に伴い、町長の権限に属する事務を分掌させる課を変更する改正であります。

組織改正は、デジタル技術の発達、公共交通の廃止、少子化をはじめとする社会の変化への対応力の強化、地震や気象災害をはじめ危機事態への対応力の強化などを目的にするものです。具体の改正点の主なものは、企画課の所管する統計・防災の業務を総務課へ、企画課のDX（デジタルトランスフォーメーション）化や持続的な地域公共交通の構築を推進するための体制の見直し、またふれあい遊トピア公園と町民スキー場の所管を産業課に集約、地域包括支援センターの拡充とアウトソーシング化を行うなどでございます。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所となります。第2条、分掌事務、第1号総務課の条文中に「カ 統計に関する事項」を加え、第3号企画課の条文中から同事項を削るものであります。なお、組織改正による同一課内での係ごとの分掌事務の変更などにつきましては、関係規則での改正となります。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。以上で議案第17号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第17号『仁木町課設置条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第17号『仁木町課設置条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第17 議案第18号

仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第18号『仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第18号、仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年仁木町条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和6年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第18号、仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

本条例は、個人を識別するための番号である個人番号、いわゆるマイナンバーを地方公共団体が条例で規定することにより、法律で規定している社会保障、税、災害対策の3分野に係る事務以外の事務について利用するために制定した条例であります。本条例により定めている事務は法律の別表第2を引用し、庁内連携で個人番号の利用ができる事務を定めておりました。今回の条例改正は、引用している法律の別表第2が法改正により廃止され、その内容が主務省令で定めることとなったことに伴い、同表を引用している条文について、デジタル庁より送付のあった条例改正例を参考に所要の改正をするものであります。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所となります。第2条定義は、「第5号特定個人番号利用事務」、「第6号利用特定個人情報」を追加するものです。各号とも法改正前は、法別表第2で規定していたものを、法改正後は、法第19条第8号で主務省令で定める規定に変更となったための改正です。第4条個人番号の利用範囲の改正も、法別表第2が廃止されたことにより、文言の整理です。附則は、この条例の施行期日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行するものであります。以上で議案第18号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第18号『仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第18号『仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第18 議案第19号

### 仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第18、議案第19号『仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第19号、仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について。仁木町民スキー場設置管理条例（昭和58年仁木町条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和6年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、浜野産業課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）議案第19号、仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

仁木町民スキー場につきましては、仁木町民間提案制度を活用し、公募型プロポーザル方式により昨年から株式会社コンサドーレが指定管理を行っている施設でございます。また、本スキー場は施設の老朽化に伴いリフトや照明設備の改修事業が進められており、令和7年度のリニューアルオープンに向け、株式会社コンサドーレから民間ならではのアイデアや未来を見据えた提案を受け、新たな施設として生まれ変わる計画となっております。

条例改正に至った経緯でございますが、この度の仁木町民スキー場改修事業を契機に、施設の位置付けを単なる町民の健康増進やスポーツ振興を目的とした体育施設としてだけではなく、町外からの集客を目的とした観光振興施設の1つとして活用していく必要があるとの結論に至り、体育施設として管理を行っていた教育委員会から、観光振興を含めた総合施設として位置付けるため、町長部局である産業課に所管替えを行い、同条例について所要の改正を行うものであります。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所でございます。第1条、目的及び設置の改正につきましては、設置目的に観光振興を加えることから「町民の冬期スポーツ振興、」から「観光事業の発展及び町民の冬期スポーツの振興並びに」に改めるものでございます。次に、第2条の2管理の委任につきましては、所管替えに伴い、教育委員会から町長部局に業務を移管することから、管理を委任する必要がなくなるため、本条例から削除するものでございます。続いて、第3条、職員及び管理から、3ページ目をお開き願います。第17条、報告、調査、指示までにつきましては、同じく所管替えに伴い、「委員会」の文言を全て「町長」に改めるものでございます。続いて第18条、規則への委任につきましては、「教育委員会規則」のうち、「教育委員会」を削除するものでございます。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第19号『仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第19号『仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第19 議案第20号

### 仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第19、議案第20号『仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第20号、仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について。仁木町簡易水道事業給水条例（昭和42年仁木町条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和6年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺建設課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）議案第20号、仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

この度の条例改正に至った経緯と改正趣旨をご説明申し上げます。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律により、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、水道法の一部が改正されたことに伴い、仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する必要性が生じたので、所要の改正を行うものであります。

改正の要旨といたしましては、水道整備管理行政の一部の事務について社会資本の総合的な整備に関する水道の基盤と強化等の観点から、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されたことに伴い、厚生労働省令と規定されていた箇所について、国土交通省令に改正を行ったもので、本条例につきましても同様の内容に改正するものであります。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をお開き願います。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所です。

あります。第4条につきましては、給水装置の新設等申込み、第30条では給水装置の基準違反に対する措置で、第2項ただし書、第32条では過料について定めているもので、第1項第1号中につきましては、それぞれ改正前では「厚生労働省令」、改正後では「国土交通省令」に改めるものであります。附則につきましては、施行期日の定めであり、この条例は令和6年4月1日から施行するというものであります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第20号『仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第20号『仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20 議案第21号

### 仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第20、議案第21号『仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第21号、仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について。仁木町水泳プール設置条例（昭和44年仁木町条例第35号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和6年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、菊地教育委員会次長よりご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）菊地教育次長。

○教育次長（菊地健文）議案第21号、仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

今回の条例改正に係る概要についてご説明申し上げます。昭和44年に開設しました銀山水泳プールは、長年にわたり地域の住民に親しまれてきた他、地域の防火水槽としても大きな役割を果たしてきましたが、銀山水泳プールは老朽化が顕著であり、修繕を実施しても正常な状態でプールを開設することが困難であると判断し、銀山地区連合町内会などと協議を行い、令和5年度から銀山プールを休止しており、防火水



槽の役割につきましても、関係部署であります企画課並びに北後志消防組合仁木支署とも協議したところ、銀山プールが廃止されても地域の消火対応が可能であるという見解があったことから、令和6年3月31日で銀山プールを用途廃止することとしたため、今回の条例改正に至ったものでございます。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をお開き願います。表の右側が現行、左側が改正後でございます。なお、下線を付してある箇所が改正箇所でございます。第2条、設置の内、名称「銀山水泳プール」、場所「仁木町銀山2丁目211番地」を削除するものでございます。附則は施行期日の定めであり、令和6年4月1日から施行するものでございます。以上で議案第21号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第21号『仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第21号『仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第21 議案第22号

### 仁木町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第21、議案第22号『仁木町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第22号、仁木町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例制定について。仁木町選挙ポスター掲示場設置条例（昭和58年仁木町条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和6年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第22号、仁木町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。

本条例は、公職選挙法の規定により、仁木町の議会議員及び町長の選挙のポスター掲示場設置を規定する条例で、6つの投票区ごとに掲示場の数を規定しておりましたが、この投票区に統廃合があったために

改正するものであります。統廃合した投票区は、然別地区の第4投票区を仁木地区の第1投票区に、長沢地区、尾根内地区の第5、第6投票区を銀山地区の第2投票区に統合となりました。統廃合は、それぞれの地区の町内会より有権者数の減少による統廃合の申し出を受けて、令和5年11月及び令和6年2月開催の仁木町選挙管理委員会で議決したものです。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。別表は、各投票区についてポスター掲示場の数を定めておりますが、第4投票区、第5投票区、第6投票区を削り、第2投票区の数に8とする改正でございます。改正後の投票区のポスター掲示場の数につきましては、公職選挙法施行令の定めによるものでございます。附則は施行期日の定めでありまして、この条例は公布の日から施行するものであります。以上で議案第22号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）第5・第6を銀山に統合とありますけれども、今まで銀山、尾根内、長沢で9枚ポスターが張られていたのが、今度は5枚になるということなんですか。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）銀山はですね、第2投票区でございますので、銀山は8枚になるということでございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）これは仁木町の選挙だけで、国政選挙はどうなるんですか。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）この枚数はですね、公職選挙法を受けて、公職選挙法の施行令で決まっている上限の枚数でございますので、国政でも道政でもこの枚数は変わりません。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第22号『仁木町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第22号『仁木町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について

### 日程第23 同意第2号

#### 仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（横関一雄）日程第22、同意第1号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』、及び日程第23、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』以上2件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは一括上程されました同意2件につきまして、提案説明をさせていただきます。

まずはじめに同意第1号、仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について、仁木町固定資産評価審査委員会委員 那須 勝は、令和6年5月5日にその任期を満了するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、下記の者を仁木町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和6年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町銀山3丁目492番地4、那須 勝、昭和52年12月3日生まれでございます。

那須 勝氏の経歴につきましては、平成8年3月に北海道立余市高等学校を卒業された後、酪農学園大学に入学、その後平成15年8月から平成20年5月まで、大槻食材株式会社に勤め、平成20年6月からは新おたる農業協同組合に入組されました。平成23年3月には新おたる農業協同組合を退職され、現在は家業の農業を営まれております。この間、平成12年4月には、国際協力事業団青年海外協力隊に参加、平成30年11月1日からは仁木町社会教育委員に就任され、青少年の健全育成にもご尽力されております。また、各教育関係機関の役員等も歴任され、農業のみならず、あらゆる分野においての識見も豊かであります。固定資産の評価にあたっては、正確性、信頼性のある精度の高い評価が求められており、作業にあたっては複雑かつ難易度が増しております。このようなことから、那須 勝氏は前任者の残任期間であります令和4年から2年間、固定資産評価審査委員会委員の実績からも適任であり、再任いたしたいと考えますので、議会のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次のページをお開き願います。次に、同意第2号、仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について。仁木町固定資産評価審査委員会委員 勝浦弘志は、令和6年6月23日にその任期を満了するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、下記の者を仁木町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和6年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町南町6丁目38番地5、勝浦弘志、昭和44年1月21日生まれでございます。

勝浦氏の経歴につきましては、昭和62年3月に小樽潮陵高校を卒業された後、北海道大学に入学、その後、平成4年より家業の農業を営まれております。この間、平成23年4月から平成26年7月の期間は、仁木町農業委員会委員を、平成20年度には仁木小学校PTA会長、平成23年4月からは新おたる農業協同組合理事及び仁木町就農計画認定委員を務めており、教育関係機関をはじめ、農業関係団体の役員等を歴任され、地域活動にもご尽力されております。固定資産の評価にあたっては、正確性、信頼性のある精度の高い評価が求められており、作業にあたっては複雑かつ難易度が増しております。このようなことから、勝浦弘志氏は、平成27年からの3期9年、固定資産評価審査委員の実績からも適任であり、再任いたしたいと考えますので、議会のご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時37分

---

再 開 午後 1時41分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、同意第1号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』及び同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、同意第1号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第1号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第1号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』は、同意することに決定しました。

次に、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時43分

---

再 開 午後 1時44分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回の開催は3月21日木曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。

本日のご審議、大変ご苦労様でした。

散 会 午後 1時44分

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

## 令和6年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和6年3月8日～3月18日（11日間）

2日目 令和6年3月11日（月）

（開議～午前9時30分 / 散会～午後1時44分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第13号	令和6年度余市郡仁木町一般会計予算	R6.3.11	委員会付託
議案第14号	令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	R6.3.11	委員会付託
議案第15号	令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	R6.3.11	委員会付託
議案第16号	令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算	R6.3.11	委員会付託
議案第4号	仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	R6.3.11	委員会付託
議案第5号	仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について	R6.3.11	委員会付託
議案第6号	仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について	R6.3.11	委員会付託
議案第7号	仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について	R6.3.11	委員会付託
議案第8号	然別生活館の指定管理者の指定について	R6.3.11	委員会付託
議案第9号	仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について	R6.3.11	委員会付託
議案第10号	仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩いの家の指定管理者の指定について	R6.3.11	委員会付託
議案第11号	仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について	R6.3.11	委員会付託
議案第12号	仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について	R6.3.11	委員会付託
議案第17号	仁木町課設置条例の一部を改正する条例制定について	R6.3.11	原案可決
議案第18号	仁木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	R6.3.11	原案可決
議案第19号	仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について	R6.3.11	原案可決
議案第20号	仁木町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	R6.3.11	原案可決
議案第21号	仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について	R6.3.11	原案可決
議案第22号	仁木町選挙ポスター掲示場設置条例の一部を改正する条例制定について	R6.3.11	原案可決
同意第1号	仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について	R6.3.11	同意可決
同意第2号	仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について	R6.3.11	同意可決